

平成 15 年度事業報告書

(平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1) 第十五回理事会

第十五回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 15 年 5 月 21 日 16:00 ~ 17:20

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 37 名

(本人出席 7 名、代理人出席 27 名、書面による表決権行使者 3 名)

理事長岡村泰孝が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ全員一致をもって承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件

第二号議案 会長互選の件

第三号議案 特別顧問推薦の件

第四号議案 評議員推薦の件

第五号議案 学術評議員推薦の件

第六号議案 平成 14 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第七号議案 平成 15 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

弁護士 稲田 克己

財団法人民事法務協会会长 加藤 晴明

(2) 第十四回評議員会

第十四回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 15 年 5 月 21 日 16:00 ~ 17:20

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 35 名

(本人出席 6 名、代理人出席 24 名、書面による表決権行使者 5 名)

理事長岡村泰孝から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について全員一致をもって承認可決し、第二号及び第三号の議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

議案：第一号議案 理事委嘱承認の件
第二号議案 平成14年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成15年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

法務総合研究所総務企画部長 藤田 昇三
公証人 本江 威嘉

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成15年5月21日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第十六回理事会(書面による議決)

平成15年10月21日、理事長岡村泰孝は第十六回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、11月18日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 評議員推薦の件

候補者 真崎 晃郎 ソニー株式会社執行役員専務・兼グループ・ジェネラルカウンセル
候補者 五十嵐義治 法務総合研究所総務企画部長

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 小杉 丈夫
法務総合研究所長 鶴田 六郎

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

第22回ベトナム研修

期 間： 平成16年2月5日～3月4日（4週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及び法務総合研究所（東京）

研修内容：ベトナムの法曹養成機関の強化支援のため、法曹養成関係者の研修を実施。

我が国の法曹養成、特に最高裁判所司法研修所における司法修習生の教育方法、カリキュラム及び教材等について研修した。これまでのベトナムにおける法曹教育の弱点は、実践的、実務的教育が軽視されてきたこと及び裁判官、検察官、弁護士がそれぞれの職務に特化した個別の教育を受け、統一的な法曹教育が行われなかったことにあった。そこで、ベトナムと同じ大陸法系国であり、かつ統一的な法曹教育を実施し成果を挙げてきた最高裁判所司法研修所の教育方法、カリキュラム、教材を紹介

するなどして、我が国の法曹教育についての知識を習得し、ベトナムにおける今後の法曹教育の在り方を検討するに際しての参考に供することとした。

更に、本研修では司法研修所において実施されている要件事実教育を、合理的な思考方法を身に付けさせるのに好適な教育手法の一つとして研修員に紹介し、ベトナムの法曹養成機関における今後の教育手法の開発及び教科書、カリキュラム等の作成に役立てることとした。また最高裁判所、司法研修所を見学した。

研修員：10名

ゲン・タイン・ビン	司法省司法官職養成学校研修部長
チャン・クオク・フー	司法省監察部長
ディン・スアン・ナム	最高人民検察院検察大学校副校長
ゲン・ヴァン・ウン	最高人民法院裁判官養成学校副校長
レ・トゥ・ハー	司法省司法官職養成学校研修部副部長
ゲン・バン・ボン	司法省法律専門官
ゲン・ゴック・カイン	最高人民検察院検察理論研究所専門官
ブー・ティ・フオン	司法省人事部法律専門官
ブー・ティ・ホア	司法省司法官職養成学校法律相談所副所長
ゲン・ミン・ハン	司法省司法官職養成学校講師

(2)ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省のベトナム法整備支援新3ヶ年契約（フェーズ3）は平成15年7月調印されスタートの運びとなった。

フェーズ3の主要内容

民法を中心とした民商事法分野立法の支援

イ 民法改正最終法案

ロ 知的財産権関連法規

ハ 民事訴訟法、倒産法

二 その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法案）

上記イについては従来の民法改正共同研究会（委員長 森嶌昭夫地球環境戦略研究機関理事長、委員8人）を継続、上記ハについては民訴法共同研究会（委員長 吉村徳重九州大学名誉教授、委員3人）が設けられた。

ロ、二を含め長期派遣専門家及び短期専門家派遣による、現地セミナーやワークショップが実施される。

法曹強化のための支援

イ 既存法曹養成機関の研修プログラム、教材等の改善

ロ 判決様式の標準化、判例情報の整備

ハ ハノイ大学法学部の日本法教育

上記イについて法曹養成機関支援ワーキンググループ（委員長 下田文男司法研修所教官、委員4人）及びロについて判決標準化、判例整備プロジェクトワーキンググループ（委員長 井関正裕弁護士、委員3人）が設けられた。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3)カンボジア民法・民事訴訟法起草支援研修カンボジア研修)

カンボジア法制度整備研修

期 間： 平成15年4月1日～4月11日

本研修は3月24日から実施されたが、4月分は平成15年度事業として、国際協力機構から別契約として受託した。

場 所： 国際協力機構東京国際センター

研修内容： カンボジア民法・民訴法草案・条文案についての解説及び立法手続について講義を受け、法案説明資料作成について演習。

研修員：	スイ ヌー	司法省次官
	イ ダン	司法省次官補
	モン モニチャリヤー	最高裁判所判事
	ヒー ソピアー	カンダル州裁判所所長
	ユー ブンレン	控訴裁判所判事
	チャン ソティアヴィ	司法省民事局長
	スン パニヤヴット	司法省検察局長
	パエン ピッサリー	司法省判事

上記の他、当年度にカンボジア研修2回が計画されていたが、カンボジア側の事情により見送りとなった。

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア法制度整備支援プロジェクトは、前年度をもって民法及び民事訴訟法草案をカンボジア司法省に引渡し、フェーズ1の目的を達成した。当年度はカンボジア側要請にもとづき法案引き渡し後も国会審議に向けて必要なフォローアップ作業、フェーズ2支援方針形成のための協議、並びにフェーズ2に向けた国内準備作業が主な活動となつたが、当財団は国際協力機構からの委託契約にもとづき、民法及び民事訴訟法両作業部会の運営や現地長期派遣専門家との連絡調整等事務局業務を行つた。

当年度は民法作業部会を9回、民事訴訟法作業部会を8回とカンボジア法制度整備フェーズ2対処方針会議を1回開催した。（フェーズ2による新3ヶ年契約のスタートは平成16年4月以降となる。）

(5)ラオス法制度整備

ラオス法整備支援研修は国際協力機構から名古屋大学及び法務総合研究所が直接受託を受けて実施されており、当年度は第8回（研修員16名、平成15年11月10日～11月21日）及び第9回（研修員6名及び法総研招致による特別参加研修員4名の10名、平成16年1月13日～1月30日）が行われた。

当財団はこの研修には直接関与せず、研修員と財団関係者の交流の場を設ける程度の協力に止まっていたが、当年度からラオス法整備支援に関連する国内会議の事務局業務を国際協力機構から業務委託を受けることとなった。（支援にかかる翻訳、資料作成、テープ起しの他、会議参加者の諸費用支払等）

(6)国際民商事法研修

平成15年度の研修は、カンボジア、ラオス、ベトナムの3ヶ国からの計9名に、日本人研修員6名が加わり、合計15名により以下の通り実施された。

なお、本研修には法務総合研究所が招致したモンゴルからの研修員2名が特別参加した。

2003年度国際民商事法研修

期 間： 平成16年2月16日～3月26日（6週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及び法務総合研究所(東京)

研修内容： 「知的財産権に関する法制度の比較研究」を主要課題とし、
参加各国における知的財産権保護に関する国際協調への取組
知的財産権の権利保護、行使及び紛争処理等に関する各国の手続きの
比較研究

をサブテーマとした。

ASEANの中でもカンボジア、ラオス及びベトナムの3カ国は知的財産権に関する法制度が未整備であり、これらの国が今後知的財産権に関する法制度を整備するに当たっては、知的財産権法制に関する国際条約及び地域協定等による国際協力の枠組みを踏まえた上、他国の法制度及び取組を参考にすることが必要かつ効率的である。そこで、本研修においては、我が国、シンガポール・タイ等の先進 ASEAN諸国及びWIPO・WTO等の国際機関の知的財産権に関する諸制度の概要を紹介しつつ、各國における運用の実情とその問題点及び政策立案上考慮すべき事項を比較分析することにより、知的財産権保護に関する法令の立案や審査を担当する者、制度の構築や運用に当たる者等が、参照すべき国際法に関する知識を身につけ、国際基準に合致した有効かつ効率的な知的財産権保護の法制度を構築し運用する能力を向上させるべく研修を実施した。また、大阪地裁知的財産部、大阪産業振興機構、特許庁、企業などを見学し、3月3日金沢シンポジウム、3月12日国際民商事法シンポジウムにも参加した。

研修員:(カンボジア)

トゥク ムチ ティアリー	商業省知的財産権課課長補佐
ソク ソコン	商業省法務部事務官
コーク ボレン	司法省法律専門官
(ラオス)	
センドアンチャン パノムパイ	ヴィエンチャン県手芸品・工業課工業管理室長
メア カット ソムラット	商業省経済貿易研究所法務課員
スワンナサオ プタサク	計画協力委員会国内外投資促進管理局法律専門官
(ベトナム)	
ゲン バン バイ	国家工業所有権庁法律専門官
ダン チュン ハー	司法省国際法局法律専門官
ファン ドウク クエ	貿易商競争管理局事務官
(特別参加モンゴル)	
デルゲルツォー ドルチェスレン	法務内務省知的財産室法執行課長
アルタンゲレン アヌナラン	法務内務省国際課事務官
(日本)	
徳田俊之	新日本製鐵(株)知的財産部知的財産法規グループ
中島和彦	松下電器産業(株) IPR オペレーションカンパニー 知財開発センター-海外特許グループ チームリーダー
渡邊裕子	松下電器産業(株) IPR オペレーションカンパニー 知財開発センター-海外特許グループ 知財技師
大瀧寿美	大阪地方裁判所裁判官
前田恒彦	大阪地方検察庁検事
土屋 毅	法務省民事局付

(7)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

第2回ウズベキスタン法整備支援研修内容

期 間: 平成15年10月27日~11月21日

場 所: 法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所(東京)、名古屋大学

研修員: バシマガ・ムターバル・ラマトガ・ナ	最高裁判所判事
フド・イクラ・ザ・キール・カルムーダ・ウ・イ	最高裁判所判事
シャデ・イエウ・ア・サヨーラ・アリワガ・ナ	最高経済裁判所判事
ナスリーエ・イハム・イモロウ・イ	最高経済裁判所上席法律顧問
トウフタミショフ・ウムール・イスマトウ・イ	最高検察庁経済訴訟監督部長
バ・イザ・コフ・ファフテ・イン・トゥルスノウ・イ	ズルジガ・リカ・カルバ市検察庁次席検事
ホーモフ・サライデ・イン・アブ・ド・ウラヒーモフ・イ	司法省法政策教育管理部長
ヌゾーノフ・ムガ・ファール・ムタリホ・ウ・イ	司法省法律制定部長
ラフノフ・アズル・エウ・ガ・シエウ・イ	タケト法科大学公法・国家管理法講座講師
サ・イコウ・ア・グルノラ・サビ・ロガ・ナ	カウド地方土地登録局不動産・土地登録部長

本研修は、経済取引を促進する法制度を一貫テーマとして5年間の計画ただし、3年後に見直す)で実施する国別特設研修の第2回目に当たり、同国の法律家の間で土地制度の不備が問題として強く意識されていることに鑑み「担保制度及び不動産登記制度」をテーマとして実施した。研修プログラムとしては、日本の司法制度に関する講義、ウズベキスタンの司法制度についての研修員発表を行い、又同国から多数の留学生を受け入れている名古屋大学にて同国法制度に関する討論会を実施した。

(8) 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

平成15年度第1回(裁判制度、弁護士制度他全般)

期間: 平成15年6月9日~7月4日(4週間)

場所: 法務総合研究所国際協力部(大阪) 法務総合研究所国際連合研修協力部(東京)

研修員: リフヤル カバー	最高裁判所判事
ハイラニ アブドゥル ワニ	最高裁判所判事
イ グスティ アグン スマナタ	最高裁民事部副長官付調査官
プリム ハルヤディ	最高裁調査官
リリック プリスバウォ アディ	チビノン地方裁判所判事
ロームルヤティ ラクスミ インドリヤ	最高検察庁検事
ハルトノ ネヴァ サリ スダンティ	最高検察庁長官特別補助官付検事
アグス ブディジャルト	高等検察庁情報課課長
ウィボウォ ダナン スルヨ	検察教育研修センター-海外教育研修課事務官
スピアンタ マンダラ	法務人権省法運営局国際商事紛争解決調査官
フィキイ ナナ カニア	法務人権省法制局局付
マーフディヤ	法務人権省法制局局付
テュティ トリハステュティ	法務人権省司法制度改革局企画センター事務官
パルトセドノ ウィガティ	弁護士
ヤジッド タヒール ムサ ルットフィ	弁護士
フタガルン マイケル	弁護士
アリフ クリストイオノ	国家開発計画庁法務人権局法執行・法務副局長

インドネシアの法制度は、法令のみを見れば、外見的には一応の形を整えているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、司法関係者の汚職や判例公開の不十分さ、上位法規と下位法規との矛盾等が指摘されている。このような状況を踏まえ、現在、同国においては、民事・刑事の実体法及び手続法の改正、司法の独立を確立するための司法制度改革に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しているところ、日本の法制度に关心を抱き、我が国に対して法整備支援を要請してきている。

同国関係者は、上記諸改革を実現するため、特に、日本の和解・調停制度、裁判外紛争処理(ADR)、上訴制度、事件管理、汚職対策などに強い関心を示していることから、今回はこれらに関するインドネシアの状況を把握するとともに、日本の法制度及びその運用の

紹介や比較法的検討を行うこととし、セミナーを実施した。

平成 15 年度第 2 回（ADR）

期 間：平成 15 年 10 月 21 日～10 月 31 日

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、 法務総合研究所(東京)

研修員：アブドゥル ラフマン サレー	最高裁判所判事
H . アブドゥルラフマン	最高裁判所判事
ティティ ヌルマラ シアギアン	最高裁判所判事
マス アフマド サントサ	インドネシア紛争解決研究所上席研究員

本比較研究セミナーにおいては裁判外紛争処理制度(ADR)、特に裁判所が提供する ADR である調停・和解制度を中心に、日本の制度及びその運用の紹介や比較法的検討を行うこととして実施した。

(9) その他諸国研修等

当財団が直接業務委託を受けていないが、国際協力機構の研修として、実施される事業についても当財団は必要に応じ支援し、当該国研修員との交流の機会を設けることとしていたが、当年度は該当なし。

(10) 法整備支援戦略研究会

国際協力機構を主体とする ODA 法整備支援の目的、対象国、内容・方法、効果等を総合的に検討し、日本独自の立場で中長期的戦略を作成するため、平成 14 年 8 月から法整備支援戦略会議が発足し当財団はこの事務局業務を行うこととなった。

（メンバーは法務総合研究所、最高裁、外務省、JICA、ベトナムカンボジア支援部会名古屋大学等から 8 名）

但し、当年度は JICA 機構改革もあって、本会議の開催は見送りとなった。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第 5 回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度・商業登記制度及びこれに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題

日本セッション 平成 15 年 6 月 10 日～6 月 18 日東京

韓国チーム 5 名が来日、日本チーム 5 名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6 / 17 (火)総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成 15 年 10 月 21 日～10 月 24 日ソウル

日本チーム 5 名が訪韓、韓国チーム 5 名と共に大法院施設において研修、帰国後 10 / 28 (火) 帰国報告会を実施。

韓国セッションにおいて、韓国大法院から、大阪法務局の小池信行局長が研修講師として招かれ、韓国側からの希望により、「不動産登記におけるオンライン申請方式の概要」をテーマに、教育院で講義がなされた。韓国大法院が日本人を研修講師として招いた初めてのケースとのことであり、画期的なことであった。

(2) 中国民法典制定への協力

中国社会科学院法学研究所は中国民法典編纂に関する一組織として、日本の民法典を研究参考にしたい意向があり、日本の民法学者に協力を求めている。

従来から社会科学院と親交のある森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする民法学者有志（日中比較民法研究会メンバー4～5人）が、共同研究という形でこれに参画し、平成15年10月第1回のシンポジウムが北京で開催された。当財団は日本側メンバーの参加費用について支援を行った。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に新たに発生する法整備支援事業に初期段階から対応するため予算措置を講じていたが当年度は該当案件がなかった。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当年度は第8回日中民商事法セミナーを中国から講師を招聘し、東京、大阪において開催した。

第8回日中民商事法セミナー（東京）

日 時：平成15年11月13日 13:00～17:30

場 所：JETRO BSCホール

日本側主催：当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構（JETRO）

司会・コーディネーター：当財団理事・弁護士小杉丈夫

講 演（1）国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況と
これに関連する法制度整備・改革の動向

国務院国家発展・改革委員会法規司司長 任 璞

日本側コメント

コメンテーター 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・
当財団理事

講 演（2）知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況

国務院商務部条約法律司貿易処理長 趙 宏

日本側コメント

コメンテーター 熊倉禎男 中村合同特許法律事務所弁護士・
弁理士

藪内正樹 JETRO 企画部事業推進主幹

（中国担当）

服部正明 本田技研工業株知的財産部企画室
主幹

最後に中華人民共和国駐日大使館許同茂公使参事官にご挨拶をいただき、三ヶ月章当財団特別顧問にセミナーの総括スピーチをお願いした。

第8回日中民商事法セミナー(大阪)

日 時：平成15年11月14日 13:10～17:30

場 所：大阪中之島合同庁舎法務総合研究所国際会議室

講 演：講演(1)国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況と
これに関する法制度整備・改革の動向についての日本側コメント

コメンテーター 李 衛東 神戸大学教授

講演(2)知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状
況についての日本側コメント

コメンテーター 川瀬幹夫 三協国際特許事務所弁理士

松井 衡 大江橋法律事務所弁護士

中村恭世 松下電器産業(株)IPRオペレーション

カンパニー・商標・意匠センター戦略

グループマネージャー

最後にアジア・太平洋法制知的財産権研究会座長の江口順一大阪大学名誉教授に
総括スピーチをお願いした。

(3)国際民商事法講演会

「日韓知的財産権訴訟」講演会を開催

(東京) 平成15年11月27日(木)13:00～17:20 法曹会館 高砂の間

(大阪) 平成15年11月28日(金)13:00～17:20 大阪中之島合同庁舎 国際会議室

主 催： 法務総合研究所、当財団

後 援： 法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局、日本弁護士連合会、
日本弁理士会

講 演： 「韓国における知的財産権訴訟の現状と課題」

韓国特許法院 首席部長判事 趙 龍鎬

「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

東京地方裁判所部総括判事 飯村 敏明

大阪地方裁判所第21民事部総括判事 小松 一雄

(4)アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

平成14年度から2年間にわたり調査研究事業として知的財産権研究会を開催してきたが、この研究会のまとめとして中国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイの六ヶ国の専門家を招へいし、研究会のメンバーとでシンポジウムを開催した。参加者総数は140名近くになり、質疑応答も活発に行われ盛会であった。なお、このシンポジウムには2003年度国際民商事法研修の3ヶ国からの研修員及び日本国内研修員もオブザーバー参加した。

日 時 平成16年3月12日 9:45:~ 17:00

場 所 法務総合研究所国際会議室(大阪)

テー マ アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題

主 催 法務総合研究所、当財団、日本貿易振興機構

後 援 法務省民事局、日弁連、日本弁理士会、日本知的財産協会、(社)発明協会、(社)日本国際知的財産保護協会、(社)関経連、大商、日本商標協会、

関西アジア民商事法研究会

(海外からのパネリスト)

中国 魏 啓学 弁護士・弁理士

インドネシア クリストフ・アントン教授

マレーシア カレン エイブラハム弁護士

フィリピン アロンソ・アンチェタ弁護士

シンガポール ムルギアナ・ハク弁護士

タイ ヴィチャイ・アリヤヌンタカ裁判官

(日本側パネリスト)

小野 昌延 小野法律事務所 弁護士

江口 順一 帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授

大阪大学名誉教授

日本工業所有権法学会理事長

川瀬 幹夫 三協国際特許事務所 弁理士

小原 正敏 きつかわ法律事務所 弁護士

三山 純司 三山純司法律事務所 弁護士・弁理士

平野 恵穂 弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・弁理士

宮脇 正晴 立命館大学法学部助教授

(5)他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による
金沢シンポジウムへの後援、参加等。

5 調査研究事業

(1)アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共に、平成14年4月に知的財産権保護法制をテーマとして研究会を立ち上げ、2年後の平成16年3月、前述の国際シンポジウムを開催した。また平成16年度に本研究及びシンポジウムの総まとめとして成果物出版を行う予定。

名称 アジア・太平洋法制知的財産権研究会
主催 法務総合研究所国際協力部、当財団
後援 JETRO
期間 平成14年4月～平成16年3月(2年プロジェクト)
研究対象国 中国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン
顧問 小野昌延 弁護士
座長 江口順一 大阪大学名誉教授

研究員 辰巳直彦 関西大学教授
茶園成樹 大阪大学助教授
川瀬幹夫 弁理士
小野正敏 弁護士
三山峻司 弁護士・弁理士
平野恵穂 弁護士・弁理士
田中秀幸 大阪地裁判事補
大槻正通 JETRO 大阪本部国際交流センター課長

平成15年度における研究会開催	場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室
第10回 平成15年5月24日	アンケート回答の国別検討結果報告、国別分析
第11回 平成15年7月11日	共通調査事項の検討、調査日程の確認、国別分析
第12回 平成15年8月30日	調査結果報告書の統一書式の検討、国別分析
第13回 平成15年10月3日	国別報告書の検討、全体分析案の検討
第14回 平成15年11月29	最終成果物の検討、シンポジウムプログラム案
第15回 平成16年1月30日	全体分析案の検討、シンポジウム検討
第16回 平成16年3月11日	シンポジウム事前準備、打合せ
第17回 平成16年3月26日	最終成果物出版について

(2)海外現地調査

中国についてJICAのODAベースによる企業関連法整備支援プロジェクトが次年度以降のプロジェクトとして検討されており、当財団としても従来の関係先である国家発展改革委員会(法規司)、商務部(条約法律司)等の意向を調査し、プロジェクト立案に協力するため当財団事務局及び法務総合研究所国際協力部から出張した。

(3)資料収集配布等

前述のアジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が平成16年度になるため、次期予算にて改めて計上し、財団会員に配布する。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

第17号 平成15年7月発行

平成14年度事業報告、平成15年度事業計画

講演録：国際民商事法シンポジウム in 金沢

第18号 平成16年1月発行

第8回日中民商事法セミナー特集

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

第19号 平成16年1月発行

第5回日韓パートナーシップ研修

韓国知的財産権法制調査及び日韓知的財産権訴訟講演会実施報告

第20号 平成16年2月発行

中国民法典編纂に向けての日中共同研究会シンポジウム報告

(3)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。